

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全国電力関連産業労働組合総連合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 3 月 11 日以降

2 場所

別記のとおり

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 28 年 3 月 8 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

北海道電力株式会社（北海道、東京）、東北電力株式会社（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、東京、新潟）、東京電力株式会社（青森、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、大阪）、中部電力株式会社（東京、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）、北陸電力株式会社（東京、富山、石川、福井、岐阜）、中国電力株式会社（東京、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川）、

四国電力株式会社（東京、徳島、香川、愛媛、高知）、九州電力株式会社（東京、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）、沖縄電力株式会社（東京、沖縄）、日本原子力発電株式会社（茨城、東京、福井）、電源開発株式会社（北海道、青森、岩手、宮城、福島、栃木、埼玉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄）